

信用事業全部（一部）譲受け認可申請書

長崎県知事

様

所在地

名称

代表者の職

及び氏名

（担当課： 職員名： ）

年 月 日開催の総会（総代会）において、信用事業の全部又は一部の譲受けの議決をしたので、農業協同組合法第 50 条の 2 第 3 項の規定により、別紙関係書類を添えて認可を申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 信用事業の全部（一部）譲渡契約書の写し
- 3 信用事業の全部（一部）の譲受けを議決した総会（総代会）の議事録の謄本
- 4 法第 50 条の 2 第 4 項において準用する法第 49 条第 1 項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表
- 5 法第 50 条の 2 第 4 項において準用する法第 49 条第 2 項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託をしたこと又は信用事業を譲渡してもその者を害するおそれがないことを証する書類
- 6 信用事業の全部（一部）の譲受け後における当該組合の収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書類
- 7 その他参考となるべき事項を記載した書類

注 1 当該信用事業の全部又は一部を譲り受けた組合が当該譲受けにより子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社等に関する次の書類も添付すること。

- (1) 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類
- (2) 業務の内容を記載した書類
- (3) 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
- (4) 役員の役職名及び氏名を記載した書類

注 2 当該信用事業の全部又は一部を譲り受けた組合が子会社等を有する場合には、当該組合及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類も添付すること。

注 3 当該信用事業の全部又は一部を譲り受けた組合又はその子会社が、当該譲受けにより国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類も添付すること。

注 4 申請の真正性確保のため、担当課及び担当職員名を明記し、登録済みの e メールアドレスより申請を行うこと。